

<よくある質問>

【対象経費について】

- Q.1 夫婦が29歳以下であれば一律で60万円が貰えますか？
- A.1 この補助金は一律ではなく、補助対象経費（住居費）に応じて補助金額を決定するものです。補助対象経費が上限額に達した場合は29歳以下は60万円、39歳以下は30万円を交付します。
- Q.2 夫婦以外（親族等）の名義で契約した住居の取得費、賃借費は対象になりますか？
- A.2 対象になりません。
- Q.3 口座振込やクレジットカードで支払いをしたので領収書がないのですがどうすればよいですか？
- A.3 振込が確認できる通帳の写し等を準備して提出してください。
ネットバンキングやモバイルバンキング等で支払い、紙の領収書がない場合は、WEBやアプリ上の画面等を印刷し提出してください。支払者（口座名義人）、支払名目、支払日、支払先、金額が分かる書類が必要です。1種類の書類でこれらすべてが確認できない場合は、領収書+通帳の写しなど、複数の書類を組み合わせでご提出いただいても構いません。

【婚姻について】

- Q.4 津市外で婚姻届を提出・受理した場合は対象になりませんか？
- A.4 申請時点で住民票の住所が津市であれば対象になる可能性があります。

【所得について】

- Q.5 夫婦の所得合計が500万円以上の世帯です。補助の対象になりますか？
- A.5 対象になりません。ただし、貸与型奨学金を返済している場合は、令和7年中に返済した額を合計所得から控除した額が500万円未満の場合は対象になる場合があります。
- Q.6 令和7年中に所得が無い場合や無職の場合でも所得証明書の提出は必要ですか？
- A.6 必要です。

【賃借住宅について】

- Q.7 婚姻前から同居している住居の場合は、補助金の対象になりますか？
- A.7 婚姻日から起算して1年以内に住居取得に係る契約を締結した住居であれば原則対象となります。
令和8年4月1日から申請時点まで（賃借住宅の家賃と共益費は令和8年4月1日以降で、夫婦の同居開始日から申請時点まで）の期間に支払った費用が対象です。ただし、夫婦の一方が婚姻日前から起算して一年超前に賃借していた住宅に婚姻を機に同居した場合、同居開始日以降の賃料及び共益費は対象とします。

Q.8 家賃と共益費はいつからの費用が補助対象になりますか？

A.8 令和8年4月1日から申請日までに既に支払い済みの費用であり、夫婦で同居を開始された以降に生じた費用が対象になります。※同居開始日は住民票の写しで確認します

【住居取得（購入）について】

Q.9 令和8年3月に婚姻届を提出し、新築住宅の購入契約をしました。新築住宅は未完成であり、現在夫婦は津市内の別の住居に住んでいます。対象になりますか？

A.9 夫婦で同居される予定の住宅に、まだ同居されていない現時点では補助金の対象になりません。

Q.10 住居取得費用とはどのような費用ですか？

A.10 建物の購入費（新築、中古問わず）、工事請負費（新築のみ）を指します。

※対象外（住居取得費用ではないもの）の例

リフォーム工事費、土地に関する費用（購入費、造成費等）

Q.11 他の補助制度との併用は可能ですか？

A.11 他自治体等から当事業と同様の補助金を受けている場合は、補助対象になりません。また、国や県の住宅補助制度を受けられた方についても補助対象にならない場合があります。

特に住居取得（購入）の方はご注意ください。

<併給不可事業例>

- ・子育てエコホーム支援事業（国土交通省）
- ・みらいエコ住宅2026事業（国土交通省）
- ・しがZEH新築支援事業費補助金（滋賀県）

【その他】

Q.12 「予算が上限に達し次第受付終了」とありますが、あと何名受付が可能でしょうか？

A.12 大変申し訳ありませんが、予算の状況や受付可能人数等の詳細については申し上げられません。

R7年度の状況を参考のためにお伝えしますと、7/1に申請開始してから12月に受付を終了しました。ただ、申し込みの状況は昨年とは異なります。ご夫婦で申し込みのタイミングを決めていただき、書類を準備してからお越しく下さい。